

# 「ごみ」についてのお願ひ

## ごみ集積所のごみ出しルールを守ってください

ごみ集積所は、各地域で管理し、その地域で使用する場所です。皆が気持ちよく使用するために次のルールを守るようにお願いします。

### ごみ出しの指定日を守りましょう

指定日を守らないでごみを出す  
と、収集されないばかりか、管理する人に迷惑がかかります。必ず指定日を守りましょう。

### 指定された集積所に出しましょう

指定された場所でない集積所にごみを出すと、その地域に迷惑がかかります。ごみは、必ず指定された集積所に出してください。

### 分別をしましょう

集積所に出されたごみが、きちんと分別されていないと、収集されません。また、ごみ焼却施設での事故につながる場合もありますので、きちんとした分別をお願いします。

## 【家庭用生ごみ処理機器 設置補助金の概要】

○生ごみ処理容器(乾燥用容器、EM用容器、コンポスト容器)を購入した場合

補助金額 購入費(税抜)の10分の9以内の額で1基につき3000円が限度

補助基数 1世帯2基以内

○生ごみ処理機(電気式家庭用生ごみ処理機)を購入した場合

補助金額 購入費(税抜)の2分の1以内の額で2万円が限度

補助基数 1世帯1基

※なお、タンボール式コンポストの容器・発泡スチロール式コンポストの容器

器や資材は、役場生活環境課で無料でお渡ししていますのでご利用ください。

「生ごみ出しません!」ごみ袋」  
配付しています

町では、生ごみを生ごみ処理機器のほか庭や畑などで自家処理し、燃えるごみとして集積所に出さない世帯を対象として「生ごみ出しません!」ごみ袋」を配付しています。該当する人で、ごみ減量化にご協力いただける人は、役場生活環境課で登録をお願いします。

☎ 役場生活環境課環境係 内線211・212

## 生ごみを減らして、ごみの減量化を図りましょう

### 家庭用生ごみ処理機器設置補助金

毛呂山町では、家庭の台所などから排出される生ごみの自家処理を図り、ごみの減量化や再資源化を普及推進するため、生ごみ処理機器の購入に対し、補助金を交付しています。

## 皆で取り組む! 生ごみ減量化

